

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:市民生活部交通防犯課 No.003

処 分 名	指定定期検査機関の業務規程の認可
処 分 の 概 要	計量法の規定により、都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者（指定定期検査機関）に、定期検査を行わせることができます。指定定期検査機関は検査業務に関する規程（業務規程）を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければなりません。また、業務規程を変更する場合も同様です。
根拠法令等・条項	計量法（平成4年法律第51号）第30条 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成5年号外通商産業省令第72号）
審 査 基 準	法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	60日
設定年月日	平成27年4月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	通年
申請方法	書類の提出による
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

計量法

第 30 条

指定定期検査機関は、検査業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第 1 項の認可をした業務規程が定期検査の公正な実施上不相当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令

第 3 条

指定定期検査機関は、法第 30 条第 1 項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、様式第二による申請書に業務規程を添えて、当該指定に係る都道府県知事又は当該指定に係る特定市町村の長に提出しなければならない。

2 法第 30 条第 2 項の業務規程で定めるべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 定期検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 定期検査の業務を行う特定計量器の種類
- 三 定期検査を行う場所に関する事項
- 四 定期検査に関する証明書の発行に関する事項
- 五 定期検査を実施する者の選任及び解任に関する事項
- 六 定期検査を実施する者の配置に関する事項
- 七 定期検査に使用する検査設備の管理に関する事項
- 八 定期検査済証印の管理に関する事項
- 九 定期検査の未受検者に対する受検促進に関する事項
- 十 手数料の収納の方法に関する事項
- 十一 前各号に掲げるもののほか、定期検査の業務に関し必要な事項

3 指定定期検査機関は、法第 30 条第 1 項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三による申請書を委任都道府県知事又は委任特定市町村の長に提出しなければならない。